

武蔵野市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

## 武蔵野市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

### 記

- 1 公の施設の名称及び所在地  
武蔵野市障害者福祉センター  
武蔵野市八幡町4丁目28番13号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人武蔵野  
武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番16号
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

### （提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。

(参考)

## 社会福祉法人武蔵野の概要

### 1 設立

平成4年3月27日

### 2 基本財産

3,598,906,810円

### 3 代表者名

理事長 安藤 真洋

### 4 構成

役員7人、職員140人、嘱託職員41人、臨時職員126人（平成28年11月1日現在）

### 5 目的

福祉サービスを必要とする人が、心身ともに健やかに育成され、及び社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスが総合的に提供されるように援助することを目的とする。

### 6 管理又は業務の実績

#### (1) 公の施設の指定管理者としての管理の実績

公の施設の名称	指定の期間
武蔵野市桜堤ケアハウス	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
武蔵野市桜堤ケアハウスデイサービスセンター	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
武蔵野市立みどりのこども館	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

#### (2) その他の施設における業務の実績

ア 障害者総合センターその他の施設において障害者を対象として福祉サービスを提供する業務

イ 特別養護老人ホームゆとりえにおいて高齢者を対象として福祉サービスを提供する業務